

結婚応援団燕縁の会 利用会員規約

(趣旨)

第1条 この規約は、結婚応援団燕縁の会（以下「会」という。）の利用会員となるために必要な事項及び利用会員となった後の利用会員登録の運用等について必要な事項を定めるものです。

(目的)

第2条 会は、結婚を希望する男女に対して出会いのための情報提供及びそれに附随するサービスや必要な助言等を行うことを目的とします。

(利用会員資格)

第3条 当会の利用会員となるには、次の各号に定める条件を満たす必要があります。

- (1) 男女とも20歳以上であること。
- (2) 原則として結婚後、燕市に住所を有する意思のある者
- (3) 婚姻（婚姻の届出をしていなくても婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。）をしていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした利用会員登録でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者でないこと。
- (6) 入会希望者本人が、当会が別に定める書類を提出でき面談に応じることができること。
- (7) この規約を遵守できること。

(利用会員登録)

第4条 入会希望者は、会が別に定める入会申込書及びプロフィールカードを入会希望者本人が会に提出するものとします。

2 会は、入会希望者の居住地や勤務先、本人確認をおこなうために、運転免許証や社会保険証などの公的書類の提示を求めることができるものとします。

3 会は、前項の入会申込書及びプロフィールカードが提出されたときは、第3条に定める条件が満たされていること等を確認し、利用会員登録を行います。

(登録料)

第5条 会員は、前条の利用会員登録に係る費用として、男性は年間1,000円の登録料を納入するものとします。ただし、女性は無料とします。

2 お見合いセッティングに要する費用は、セッティング1回につき男性は2,000円、女性は500円をその都度徴収します。

3 イベント等の参加費は必要に応じて別途実費をその都度徴収します。

4 第11条及び第12条の規定により利用会員が登録の取消及び除名となった場合は、登録料等の返還を行いません。

(利用会員期間)

第6条 第4条に定める利用会員登録の有効期間は、登録の日から1年間とします。

(利用会員の義務)

第7条 利用会員は、次に定める各号を遵守し、会の運営に支障を来さないよう努めるものとします。

(1) 利用会員は、自己のプロフィールデータやその他の登録事項等を正確に申告し、利用会員登録時に提出する書類等に虚偽がないこと。

(2) 会に提出した情報に変更があった場合は、速やかに届け出ること。

(3) 紹介された相手の個人情報など当会を通じて入手した情報については、利用会員期間中及び退会後も秘密を守り、第三者に漏らさないこと。

(4) 紹介された相手に対して、会が仲介するお見合いを行う前に、電話連絡及び家庭訪問などによる事前の接触をしないこと。

(5) 紹介された相手とお見合いに当たり、プロフィールカードの提示を求められた場合は、これに応じること。

(6) 紹介された相手の人格を尊重し、遊興その他不正な目的のために当会を利用しないこと。

(7) 紹介された相手と交際を始めたとき、婚約したとき及び交際が不調に終わったときは、直ちにこれを会に連絡すること。

(8) ストーカー行為にあたるような行為をしないこと。

(9) 会から一定事項について報告が求められたときは、該当する事項について速やかに報告すること。

(免責事項)

第8条 会は、誠意を持って役務を提供しますが、交際、結婚を保証するものではありません。

2 当会の紹介により交際を開始したときは、利用会員自らの責任により誠実に交際するものとし、交際の過程で生じた事故その他のトラブルについては、会は、一切責任を負わないものとします。

(個人情報の利用)

第9条 自己のプロフィールカードの情報は、相手への紹介に当たり、閲覧される場合があります。

(個人情報の保護)

第10条 会は、代表者を個人情報管理責任者とし個人情報保護に関する法令、方針及び結婚応援団燕縁の会の個人情報保護方針に従い個人情報の安全管理に努めます。

2 利用会員から預かった書類等は、退会時に返却します。

3 自己のプロフィールその他の自己に関する利用会員情報について、会に対し開示等を請求することができます。

(利用会員登録の取消)

第11条 利用会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会の利用会員登録を取消すものとします。

(1) 退会を申し出たとき。

(2) 利用会員期間が満了したとき。

(除名)

第12条 利用会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会は、その利用会員を除名することができるものとします。

(1) この規約に反したとき。

(2) 法令又は公序良俗に反する行為をしたとき。

(3) 当会や他の利用会員の名誉や信用を傷つけたとき。

(損害賠償)

第13条 利用会員がこの規約の定めに違反し会に損害を与えた場合、会はその利用会員に対し、会が被ったすべての損害について賠償を請求できるものとします。

第14条 会が必要があると認めるときは、この規約を利用会員の承諾を得ることなく改正できるものとします。

附 則

この規約は、平成27年1月31日より発効します。